

高松市監査委員告示第7号

監査結果（定期監査・行政監査）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和5年3月31日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	鍋	嶋	明	人
同	十	川	信	孝
同	春	田	敬	司

監査結果に基づく措置通知

（定期監査・行政監査）

（令和5年3月31日）



高松市監査委員

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松



087-839-2652



kansa@city.takamatsu.lg.jp

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知一覧

措置通知 No.	監査 実施 年度	告示日	告示 番号 ※	区分 ※	項目	公表文 該当 ページ	所管課等		措置 通知日
1	R元	R2.2.28	第4号	指摘【重点】	行政財産の使用許可に当たり、許可期間が1か月以上のものは、「行政財産使用許可台帳」を作成しなければならないところ、作成していないもの	P24	都市整備局	交通政策課	R5.2.22
2				指摘【重点】	「行政財産使用許可申請書」の申請日や使用期間が鉛筆書きになっているものや、修正跡が見られるもの				
3	R3	R4.2.28	第3号	指摘	浄化槽の適正な管理について	P10	創造都市推進局	農林水産課	R5.3.2
4	R4	R4.12.5	第26号	指摘	私人による収納事務委託に係る告示及び委託証票の交付について	P11	市民政策局	国分寺総合センター	R5.2.13
5				指摘	個人情報の適正な取扱いについて	P12			

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

※ 【重点】 …… 「平成31年度高松市監査実施計画」に掲げた「重点取組事項」に基づき、監査したもの。

《参考》平成31年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

2 平成31年度の重点取組事項

（2）財産の管理について

地方財政法第8条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定している。

本市の財産は、市民の負担に基づき形成されたものであり、地方財政法の規定のとおり、適正に管理するとともに、有効に活用することが求められている。

平成30年度において、土地・建物等の公有財産を中心に、その管理が適正かつ効率的に行われているか、効果的な運用が図られているかなどの観点から定期監査を実施し、監査対象局に対しては、監査委員の指摘や意見を付してきたが、2年で全局を一巡する監査であることから、平成31年度においても、引き続き同様の監査を実施する。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和元年度／都市整備局				
告示番号	高松市監査委員告示第4号	告 示 日	令和2年2月28日		
区 分	指 摘 【重 点】				
指 摘 の 項 目	行政財産の使用許可に当たり、許可期間が1か月以上のものは、「行政財産使用許可台帳」を作成しなければならないところ、作成していないもの				
指 摘 の 内 容	公有財産事務取扱規則等の遵守について周知徹底を図るとともに、課内（特に管理職員）のチェック体制を構築されたい。				
公表文該当 ページ	P24				
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/teiiki20200228.pdf				

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和5年2月22日
所管課等	都市整備局 交通政策課
措 置 結 果	本件指摘事項については、公有財産事務取扱規則第26条第2項に基づき、許可期間が1か月以上のものについて、行政財産使用許可台帳を作成するとともに、課内のリスクマネジメント会議や、管理職員による朝礼での周知報告を通じて、課内職員に情報共有することにより、適正な事務処理を行うこととした。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和元年度／都市整備局				
告示番号	高松市監査委員告示第4号	告 示 日	令和2年2月28日		
区 分	指 摘 【重 点】				
指 摘 の 項 目	「行政財産使用許可申請書」の申請日や使用期間が鉛筆書きになっているものや、修正跡が見られるもの				
指 摘 の 内 容	公有財産事務取扱規則等の遵守について周知徹底を図るとともに、課内（特に管理職員）のチェック体制を構築されたい。				
公表文該当 ページ	P24				
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/teiki20200228.pdf				

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和5年2月22日
所管課等	都市整備局 交通政策課
措置結果	本件指摘事項については、申請書の受付時に鉛筆書きがないかを含め、決裁起案者及び承認者において適正な事務処理の確認を徹底するとともに、リスクマネジメント会議や、管理職員による朝礼での周知報告を通じて、課内職員に情報共有し、再発防止に努めることとした。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和3年度／創造都市推進局				
告示番号	高松市監査委員告示第3号	告 示 日	令和4年2月28日		
区 分	指 摘				
指 摘 の 項 目	浄化槽の適正な管理について				
指 摘 の 内 容	香川町多目的研修集会施設及び香南町西庄集会所に設置されている浄化槽については、浄化槽法の規定に基づき清掃し、適正に管理されたい。				
公表文該当 ページ	P10				
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/20220228teikikansakekka.pdf				

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和5年3月2日
所管課等	創造都市推進局 農林水産課
措置結果	本件指摘事項については、令和4年度から、香川町多目的研修集会施設や香南町西庄集会所など、本課が所管する施設に設置している全ての浄化槽について、浄化槽法の規定に基づき清掃を実施し、適正な管理を行っている。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和4年度／市民政策局				
告示番号	高松市監査委員告示第26号	告 示 日	令和4年12月5日		
区 分	指 摘				
指 摘 の 項 目	私人による収納事務委託に係る告示及び委託証票の交付について				
指 摘 の 内 容	私人による使用料の収納事務委託については、毎年、委託先等の告示及び委託証票の交付を行うよう、適正に事務処理されたい。				
公表文該当 ページ	P11				
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/20221205teikikansakekka.pdf				

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和5年2月13日
所管課等	市民政策局 国分寺総合センター
措置結果	本件指摘事項については、令和4年11月29日付けで委託先等について告示するとともに、使用料の徴収及び収納事務受託者証を交付し、5年度以降、適正に事務処理を行うこととした。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.5

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和4年度／市民政策局				
告示番号	高松市監査委員告示第26号	告 示 日	令和4年12月5日		
区 分	指 摘				
指 摘 の 項 目	個人情報の適正な取扱いについて				
指 摘 の 内 容	契約書等に「個人情報取扱特記事項」を遵守する旨の条項を記載するとともに、受託者に対し、個人情報の適正な取扱いについて、明示されたい。				
公表文該当 ページ	P12				
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/20221205teikikansakekka.pdf				

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和5年2月13日
所管課等	市民政策局 国分寺総合センター
措置結果	本件指摘事項については、受託者と協議の上、令和5年1月4日付けで契約書等に「個人情報取扱特記事項」を遵守する旨の条項を記入した変更契約を締結するとともに、受託者に対し、個人情報の適正な取扱いについて、明示した。